　第８３号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年１１月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

　第１４条の３各号列記以外の部分中「および第１９条の４」を「、第１９条の４および第１９条の５」に改め、同条第２号エ中「および第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項および第７２条の３の３第１項」に、「繰入金および」を「繰入金ならびに」に改める。

　第１５条第１項中「附則第３５条の２の６第１１項または第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項または第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

　第１５条の８中「および第１９条の４」を「、第１９条の４および第１９条の５」に改める。

　第１５条の９各号列記以外の部分中「および第１９条の４」を「、第１９条の４および第１９条の５」に改め、同条第２号イ中「および第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項および第７２条の３の３第１項」に改める。

　第１５条の１６中「および第１９条の４」を「、第１９条の４および第１９条の５」に改める。

　第１６条各号列記以外の部分中「第１９条の２」の次に「および第１９条の５」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「および第７２条の３の３第１項」を加える。

　第１９条第１項および第２項中「もしくは第１９条の４各号」を「、第１９条の４各号もしくは第１９条の５第１項各号」に改める。

　第１９条の２第１号中「附則第３５条の２の６第１１項または第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項または第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

　第１９条の４の次に次の１条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第１９条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第２９条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第１５条の８、第１５条の１６および第１６条の５に定める額を超える場合には、当該額）とする。

⑴　基礎賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第３２条の１０の２各号で定める場合にあつては、出産の日。第２４条の５第１項および第２項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑵　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に１２分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑶　後期高齢者支援金等賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑷　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に１２分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑸　介護納付金賦課額の所得割額　当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑹　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に１２分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

２　前項に規定する保険料額を決定する場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

　第６章中第２４条の４の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第２４条の５　出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

⑴　世帯主の氏名、住所、生年月日および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

⑵　出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号

⑶　出産の予定日

⑷　単胎妊娠または多胎妊娠の別

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　出産の予定日を明らかにすることができる書類

⑵　多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

⑶　出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４　第１項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第１項の規定による届出を省略させることができる。

付　則

１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

２　改正後の第１４条の３、第１５条の８、第１５条の９、第１５条の１６、第１６条、第１９条および第１９条の５の規定は、令和５年度分の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るものおよび令和６年度以後の年度分の保険料から適用し、令和５年度分の保険料のうち令和５年１２月以前の期間に係るものおよび令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

　（説明）国民健康保険法等が改正されたことに伴い、産前産後期間の被保険者等に係る保険料の減額措置を定めるほか、規定を整備する必要がある。